

平成 30 年度 第 2 回 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会 会議録

日 時	平成 31 年 1 月 7 日 (月) 13:00~15:00	
場 所	東館 3 階 中会議室	
出 席 者	会 長 岩槻知也 副会長 清水章子 委 員 津田由貴 佐藤義和 杉田俱子 荒西正和 田中隆子 松本朋子 事務局 森田昭弘 市民生活部長 田中尚美 人権推進課長 中川弘之 人権推進係長	
事 務 局	人権推進課	
会議の公開	公 開	
傍 聴 者 数	0 人	

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議 事

芦屋市人権についての市民意識調査(平成 31 年度実施)の調査項目について

2 提出資料

資料 1 人権に関する市民意識調査 設問項目対比表

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶

【事務局からの開会の挨拶】

- (2) 委員・事務局自己紹介

【委員・事務局自己紹介】

(3) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

(事務局田中) 会議の進行は、懇話会設置要綱第5条第3項によりまして会議の議長は会長が当たることとなっていますので、岩槻会長、本日の進行よろしくお願いいたします。

(岩槻会長) それでは改めましてよろしくお願いいたします。まず審議に先立ちまして、委員の出席状況および会議の成立の報告をお願いします。

(事務局中川) 本日は委員8名中8名の委員が出席されています。過半数以上の委員がご出席されていますので懇話会設置要綱第6条第2項により会議は成立しております。

(岩槻会長) ありがとうございます。議事に入ります前に、本日の会議資料についてご説明をよろしく申し上げます。

(事務局中川) 【配布資料、会議終了時刻について説明】

(岩槻会長) 平成31年度の芦屋市の人権に関する市民意識調査の調査項目についての説明を事務局からお願いしたいと思いますが、少し設問数が多いので、途中で一旦切らしていただいて、質疑をした後、後半に移りたいと思います。

(事務局田中) 【議題(1) 芦屋市人権についての市民意識調査(平成31年度実施)の調査項目について、資料1「人権に関する市民意識調査設問項目対比表」で説明(障がいのある人の人権まで説明)】

(岩槻会長) ありがとうございます。ご意見・ご質問はありませんか。

(松本委員) 2ページの間3-1について、6番目に「学校でのいじめ」とありますが、先生から生徒へのパワハラ等もあると思います。学校で起こっていることですのでここに含めるか、または、4番目に職場でのパワハラ項目がありますので、そこに「学校でのパワハラ」として含めることも考えられると思います。

(佐藤委員) 昨年、学校に関して特に問題になっていた事例は、日本大学のアメフト問題だと思います。これは、指導者がいじめと意識しておらず、5ページの「子どもの人権を守るのに必要なこと」の設問の回答項目6の「教師の人権感覚を磨く」とも関連する重要な問題だと思いますが、今話に出ている「学校でのいじめ」という表現では、このような事例まで含ま

れているとは捉えられないと思います。

(岩槻会長) 「学校のいじめ」と言えば、生徒間を思い浮かべますが、今のご意見を聞いていますと教員からのいじめも含まれるということですね。「学校でのいじめや教師のハラスメント」という表現など学校で起こっているという意味の文言を入れるのは可能ではないかと思います。

(松本委員) 上の者から下の者への人権侵害と捉えれば、4番目のパワハラの説明文に、「教師から生徒へのパワハラ」として含めるという考え方もあると思います。

もう一点、子どもの人権のところ「4 親が勝手に子どもの机の引出しをあけたり、日記を見るなどプライバシーを侵害する」と「8 学校や就職先の選択などについて、大人が子どもの意見を無視する」という回答が、前回数値が低かったことを理由に今回削除対象となっていますが、この行為を子どもに対するプライバシーや人権の侵害だと認識していない親もいると思いますので、啓発の意味で残す必要があると思います。

(清水副会長) 今の意見に関連して、意識調査の対象者に小学生や中学生は入っていませんが、自分はこういう事をされていると言う子どもはいると思います。子どもが生まれたらその時にすでに人格や人権があるということ、子どもは親の持ち物ではないということ認識していない親もいると思いますので、松本委員と同じくこの項目は残すべきだと思います。

(岩槻会長) 意識調査は、啓発的な意味もありますので、数値が低いから削るとするのは安直だと思います。意識調査を通して、「これって人権侵害なんだ」と気付く人もいると思います。

(松本委員) 5ページの問11に「子育てを地域社会で支援する」という項目を追加されています。高齢者のほうにも同様の項目がありますが、先ほど、孤立を防ぐというような意味があるという説明がありましたので、「孤立を防ぐ」という文言を入れたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。

(岩槻会長) 具体的に「地域社会で支援し、孤立を防ぐ」と表現にしたほうが分かりやすいですね。また、高齢者のほうは、「地域」となっていますので、文言を統一したほうがいいと思います。

(清水副会長) 3ページの問5の10番は、「性的少数者(LGBT)に関する問題」となっていますが、性的少数者のなかには、LGBTに含まれない人もいます。身体的に男性か女性か区別が付きにくい人、異性も同性も愛さない人、自分自身の性的指向がはっきりしていない人もいますので、「性的少数者(LGBT)」という表記について、もう少し検討いただけた

らと思います。

(事務局田中) 「LGBT」の他に、今言われたような方を指す言葉である「クエスチョニング」を含めて「LGBTQ」と表現する場合もありますが、「LGBT」が性的少数者全体を表す場合もありますので、このような表現にしましたが、検討します。

(岩槻会長) お願いします。

(清水副会長) 5ページの問10の2番について、「保護者が子どもに心理的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」に変更されていますが、子どもに対する虐待には、「心理的虐待」、「身体的虐待」、「ネグレクト」、「性的虐待」があるのに、なぜ「心理的虐待」と「ネグレクト」だけにしたのか疑問に感じました。すべて入れるべきだと思います。

(岩槻会長) 確かに、なぜ心理的虐待は載っているのに、性的虐待は載っていないのかということになりますので、全てを含んだ選択肢にするということで検討してください。

(清水副会長) 5ページの問10ですが、「ヤングケアラー」の問題が抜けていると思います。海外では大変な問題となっていますが、日本でも相当問題が大きくなってきています。ヤングケアラーというのは、家族の介護を行う18歳未満の子どもたちのことを指します。私は実際に、親が子どもの世話を一切しない、おじいちゃん、おばあちゃんは病気でほとんど歩けない状態の中で、小学校低学年の女の子がおじいちゃん、おばあちゃんの面倒を見ているという事例を知っています。子どもがこのような状況に置かれ、きちんとした家庭での学習ができなかったり、同学年の友達と遊ぶ経験ができないまま大人になってしまいますと、後に様々な問題点が起こってきます。

このような状況を現在の日本では、「偉いね」、「頑張っているね」という言葉で済ませています、それだけで済む問題ではありません。

ヤングケアラーという問題をしっかりと社会が認識していく必要があると思いますが、この言葉を初めて聞く人も多いと思いますので、載せる際には説明が必要だと思います。

(岩槻会長) ヤングケアラーに関する本も出てきていますが、日本ではまだ知られていない言葉です。選択肢に追加するかどうか、追加するなら説明をどのようにするか検討をお願いします。

(津田委員) 3ページの問5について、関心のある人権問題を問う設問の中に「職場における問題」が含まれていませんが、含める必要があるのではないのでしょうか。

(事務局田中) 検討します。

- (杉田委員) 3ページの右側の11番は、「インターネットによる人権侵害の問題」となっていますが、他は「インターネットやSNSによる」という表現になっていますので、文言を統一したほうがいいと思います。
- (事務局田中) 文言を統一します。
- (津田委員) LGBTという言葉を知らない人もいるので、解説を入れたほうがいいと思います。
- (岩槻会長) 例えば、「性的少数者に関する問題」の後ろに、かっこで説明を入れる方法もありますね。
- (事務局田中) 調査を通じて知っていただくという意味もありますので、注釈などを検討します。
- (松本委員) 前回の懇話会で今後「性的少数者」という表現をどのようにするかという議論があったかと思いますが、他に適当な言葉がないのかなと思います。「性的少数者」という言葉にするなら、できる限り分かりやすい注釈にしていきたいと思います。
- (事務局田中) 現在の指針では、「性的少数者の人権」という表現を使っていますが、マスコミ等でも、「性的少数者」、「LGBT」、「セクシャルマイノリティ」、「性的マイノリティ」といったさまざまな表現をしています。
- (松本委員) まだ、「性的少数者」という表現が主流で、他に市民権を得ている表現はないのですね。私は、「少数」がいけないとは考えていないのですが、中にはマイナスイメージを持っている方もいると思います。
- (杉田委員) 私の意見は少数派であることが多いのですが、人と違うところがあるのはいいことだと思っています。ただ、やはり一般的には「多数」がよいと考えられているのかなと感じます。
- (松本委員) 私も少数派なので、少数派をマイナスにはとらえていませんが、少数者であることが寂しいと思う人も結構いるのではないかと思います。
- (清水副会長) 当事者の方で、「マイノリティ」や「少数者」という言葉に対して、違和感があると言われる方もいますので、指針で「性的少数者」と表現していても、今後、違う言葉に変えるよう検討したほうがいいと思います。
- (岩槻会長) 今後、「性的少数者」に変わる言葉を検討していく必要はありますが、大変難しい問題だと思いますので、今回は表現を変えずに注釈を入れるということで進めていただいてよろしいのではないかと思います。
- (岩槻会長) それでは資料1の後半のご説明をお願いします。
- (事務局田中) 【議題(1) 芦屋市人権についての市民意識調査(平成31年度実施)

の調査項目について、資料1「人権に関する市民意識調査設問項目対比表」で説明（同和問題から最後まで説明）】

（岩槻会長） ありがとうございます。ご意見をお願いします。

（清水副会長） 7ページの問17番ですが、前回の懇話会で「子どもの意思を尊重する」の後に「周りの反対があったとしても親として応援していく」という文言を入れていただきたいとお伝えしました。今回提案のあった1番の表現は違和感があるので、もう少し内容を検討していただきたいと思います。

（荒西委員） 私も清水委員が言われた「応援する」なども含めて検討いただきたいと思います。

問19は、今後の啓発に繋がるのであれば31年度案に変更してよいと思いますが、この回答の中に現在問題になっている、身元調査を行いその情報を売り物にしたり、差別の助長につながる情報をネット上にばら撒くなど、意図的に行っている事例がありますので、これについて回答に追加してもいいと思います。

（岩槻会長） ヘイトスピーチなど意図的な差別行為を追加してはどうかというご意見ですね。

（荒西委員） ヘイトスピーチやヘイトクライムなども該当すると思います。

（杉田委員） 私も原因や背景の新たな要因として、インターネットや携帯電話を悪用した差別的な情報を書き込むという項目を入れた方がいいと思います。

（荒西委員） インターネットなどで意図的に流された情報を見ることが差別意識の助長・拡散に繋がっている可能性があるので、入れていいと思います。

（事務局森田） 背景として、このような現状があるということで、追加の方向で検討します。

（岩槻会長） インターネットだけに限りませんので、「意図的な差別行為」という趣旨でご検討ください。

（杉田委員） 平成31年度（案）で変更されている問16の回答3「インターネットやSNSによる人権侵害」については、変更前の平成26年度の「インターネットや携帯電話を悪用した差別的な情報の掲載」の方がわかりやすいので、変更しなくていいと思います。

（田中委員） 全体的に質問数が多いと思います。また、難しい言葉もありますので、もう少し簡素化して、回答しやすいものにしたほうがいいと思います。やさしい日本語は、外国人にとっても回答しやすいものとなります。

（岩槻会長） 日程的に検討する時間はありますか。

- (事務局田中) 今後のスケジュールは、庁内の人権教育・人権啓発推進本部幹事会及び庁内の本部会議を開催し、調査項目を確定します。調査の実施は、9月頃を予定していますので、まだ検討時間はありますが…。
- (岩槻会長) 質問数を減らすというのは全体的に大きな作業となりますので、今回調査についてはこのまま進め、次の調査の時にはもっと減らしていくなど、現実的なスケジュールに合わせて対応してください。
- (津田委員) 最後の12ページの「法律や計画の内容を知っているか」という質問は、面倒だと感じる人がいると思います。また、10ページの問24の「参加されたのはどういう種類の講演会ですか」という質問は、何を調べたいのか疑問に思いました。どこが主催した講演会などは覚えていない場合が多いし、参加率や効果を調べたいのであれば、講演会ごとにアンケートを実施したほうが良いと思います。
- (岩槻会長) 確かに講演会や研修会を開催した時にアンケートを実施したほうが現実的かもしれないですね。
- (事務局田中) 詳しくお聞きしている理由は、意識調査の結果を次の指針の策定のための基礎資料とするためですが、設問数が多いため答える人が少なくなってしまうと意味がありません。また、現在でも各講演会終了後にアンケートを実施していますので、ご意見を踏まえて検討します。
- (荒西委員) 4ページの問8の11番、「女性の活躍に影響を及ぼす」という表現は、最近の女性活躍推進の動きを意識してのことだと思いますが、特に「活躍」に限る必要はなく、むしろ入れない方がよいと思います。
- (松本委員) 私もこれを読んだ時に、女性を労働力という面からしか見ていない回答だと感じました。
- (事務局森田) そもそも初めに女性の人権について尋ねると書いているので、ここでは「女性」という言葉も必要ないかもしれませんね。
- (岩槻会長) その他にないですか。
- (松本委員) 3ページの説明で、男性の人権に関する項目がないことについて検討事項になっていますが、今の社会では圧倒的に女性の方が差別されることが多く、DVでも圧倒的に女性の被害者が多い現状があります。また、設問数の簡素化の観点からも、今回は「その他」に含めてもいいのではないかと思います。ただ、女性だけでなく男性も辛い思いをしているということに気付き始めていることは大切な視点だと思います。
- (岩槻会長) 今のご意見について、どうですか。
- (事務局田中) この回答に追加しなくても、指針の中でふれることは可能だと思います。

- (岩槻会長) その他にご意見はありますか。
- (清水副会長) 8ページの間19の5番「個人の理解不足」という選択肢は、市民に対する啓発ができていないということになりますので、「学習の機会がない」などに変えたほうが良いと思います。それから7ページに「意志」と「意思」が混在していますが、今回は間18の「意思」でいいですか。
- (事務局森田) 本来は「意思」の方だと思います。再度確認します。
- (津田委員) 8ページの間20の10番「不当な差別的な言動を受ける」とありますが、ヘイトスピーチという言葉のほうが聞き慣れていると思いますので、「不当な差別的な言動（ヘイトスピーチ）を受ける」と表現するほうが分かりやすいと思います。
- (津田委員) 回答者の抽出方法は、年齢の上限など関係なく無作為に選ぶということですか。
- (事務局田中) そうです。
- (松本委員) 多くの方に回答してもらうには設問項目は減らしたほうが良いと思いますが、一方である程度細かく聞かなければ有意なデータを取れないとも思います。これまでの調査ではどれぐらいの回答率がありましたか。
- (事務局田中) 前回も前々回も50%を切る程度でした。設問数や表現については、できる範囲で回答しやすいものに検討します。
- (事務局森田) 行政としては経年比較をして、意識の変化を知ることが重要な要素になりますので、とにかく同じ質問が多くなりがちですが、それを重視しすぎるといつまでも新たな質問を入れることができません。柔軟な対応が必要ですが、今回は現在の方向性で進めさせていただきたいと思います。
- (清水副会長) 抽出についてですが、町別も関係なく無作為ということですか。市内でも地域によって意識の違いがあるのではないかと思います。
- (事務局田中) 住民登録されている中から町も関係なく無作為に抽出します。住んでいる町を書いていただく設問もありません。
- (岩槻会長) 自治体によっては層別の作為抽出を行い、年齢や地域ごとに集計している場合もあります。
- (事務局森田) 今回は、町別のデータを取ることは予定していません。
- (岩槻会長) わかりました。時間になりましたので、質問はここまででよろしいでしょうか。
- 今回の意見を踏まえ、修正したものはいただけますか。
- (事務局田中) 結果については、ご報告させていただきます。
- (岩槻会長) では本日はこれで終了します。たくさんの貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。